

預金口座振替依頼書

組合名又は事業所名	農林水産省職員生活協同組合
-----------	---------------

近畿労働金庫 御中

職 場 名	近畿農政局〇〇□□部	申 込 日	2010 年 10 月 〇〇 日	
		料金等の種類	農林生協利用代金	
預 金 者 (口座名義人)	住 所	〒 107-0052 東京都港区赤坂1-9-1-13 三会堂ビル (☎ 03 - 5575 - 2261)		
	(フリガナ)	セイキョウ タロウ		
	氏 名	生協 太郎		 (お届け印)
契 約 者 (世帯主氏名)	住 所	〒 (☎ - -)		
(上記の氏名と異なる ときに記入してください。)	(フリガナ)			
氏 名				

私は、上記の料金等をつぎにより口座振替によって支払うこととしたいので、下記の事項を確認のうえ依頼します。

取扱店	近畿労働金庫 〇〇□□ 支店	種 目	口 座 番 号	振替日(休日の場合は翌営業日)
銀行コード	2 9 7 8 〇 〇 〇	普通預金	〇 〇 □ □ △ △ 〇	毎月 20 日
振 替 開 始	2010年 〇〇 月支払分			

記

- 1.私が支払うべき料金等について貴金庫に請求書が送付されたときには、私に通知することなく、請求書に記載された金額を預金口座から引落のうえ、お支払ください。なお、振替日に変更された場合は、請求書に記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 2.預金の引落に当たっては、当座勘定約定書または預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 3.預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書を返却されても差し支えありません。
- 4.この契約は貴金庫が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議はありません。
- 5.この預金口座振替について仮に紛義が生じて、貴金庫の責によるものを除き、貴金庫にはご迷惑をかけません。

【注意事項】

- ☆払込開始月*****毎月20日までの手続きで翌月からの開始となります。(20日必着)
- ☆払 込 日*****毎月20日(土・日・祝日の場合翌営業日)
- ☆ご記入後、下記 生協までご返送 してください。

〔お問合せ先〕 〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル 農林水産省職員生活協同組合
 直通電話 03-5575-2261 (代表) 03-5575-2170 (保険)
 F A X 03-5575-0089

預金口座振替依頼書

組合名又は事業所名	農林水産省職員生活協同組合
-----------	---------------

近畿労働金庫 御中

職 場 名			申 込 日	年 月 日	
			料金等の種類	農林生協利用代金	
預 金 者 (口座名義人)	住 所	〒 (〇 — —)			
	(フリガナ) 氏 名				(お届け印)
契 約 者 (世帯主氏名) (上記の氏名と異なる ときに記入してください。)	住 所	〒 (〇 — —)			
	(フリガナ) 氏 名				

私は、上記の料金等をつぎにより口座振替によって支払うこととしたいので、下記の事項を確認のうえ依頼します。

取扱店	近畿労働金庫	支店	種 目	口 座 番 号	振替日(休日の場合は翌営業日)
銀行コード	2 9 7 8		普通預金		毎月 20 日
振 替 開 始	年 月 支 払 分				

記

- 私が支払うべき料金等について貴金庫に請求書が送付されたときには、私に通知することなく、請求書に記載された金額を預金口座から引落のうえ、お支払ください。なお、振替日に変更された場合は、請求書に記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 預金の引落に当たっては、当座勘定約定書または預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書を返却されても差し支えありません。
- この契約は貴金庫が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議はありません。
- この預金口座振替について仮に紛義が生じても、貴金庫の責によるものを除き、貴金庫にはご迷惑をかけません。

〈労金使用欄〉

不備返却事由 1. 印鑑相違 2. 口座番号相違 3. 該当口座なし 4. 名義人相違 5. その他	受付店記入欄	種目	自振コード	処理店(自振コード設定店)記入欄	
	受 付 日			受付日	
	受 付 店 名			処理店	
	検 印	印鑑照合	検 印	検 印	係 印